

件名	愛媛県屋外広告物条例の一部を改正する条例
主管課	都市計画課
根拠法令等	屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第28条
<p>【改正の概要】</p> <p>景観行政団体である<u>宇和島市、八幡浜市及び内子町</u>が屋外広告物の表示等の制限等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとしようとするもの</p> <p>【改正の内容】</p> <p>1 新たに宇和島市等が処理することとなる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の表示等の禁止（法第3条） ・ 広告物の表示等の制限（法第4条） ・ 広告物の表示の方法等の基準（法第5条） ・ 違反に対する措置（法第7条） ・ 除却した広告物等の保管、売却又は廃棄（法第8条） <p style="text-align: right;">} 条例の制定及び改廃に関する事務</p> <p>2 屋外広告物条例の一部適用除外 条例第2章から第4章まで（広告物及び掲出物件の制限、監督、広告景観モデル地区）の規定（罰則を含む。）は、宇和島市等の区域については、適用除外。 屋外広告業の登録の事務は、適用。</p> <p>3 宇和島市等に対する条例に基づく移譲事務の一部廃止 宇和島市等の区域について、条例の一部適用除外に伴い、地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）による屋外広告物条例に基づく移譲事務を廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の表示及び変更等の許可及び許可の取消しに関する事務 ・ 広告物等を管理する者の設置、変更、廃止又は除却の届出の受理に関する事務 ・ 広告物等を表示する者等の変更の届出の受理に関する事務 ・ 違反広告物を表示する者等に対する措置命令等及び除却命令に関する事務 など 	
施行日	平成19年4月1日（内子町） 平成19年7月1日（宇和島市、八幡浜市）
<p>【その他参考事項】</p> <p>屋外広告物法 （景観行政団体である市町村の特例）</p> <p>第28条 <u>都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。</u></p> <p>既に事務処理をさせている市町 大洲市（H18.7.1）</p> <p>「景観行政団体」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定都市、中核市、都道府県（知事と協議し、その同意を得た市町村） ・ 県内の景観行政団体（11市7町） [愛媛県を除く。] <p>松山市 大洲市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 伊予市 四国中央市 西予市 東温市 上島町 松前町 内子町 伊方町 久万高原町 砥部町 愛南町</p>	